

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する パブリックコメントについて

目的

I M O（国際海事機関）は、国際的な海洋環境保護意識の高まりを受けて、平成16年10月、M E P C 5 2（海洋環境保護委員会第52回会合）において、マルポール条約附属書I（油による汚染の防止のための規則）の改正を採択した。当該改正は、平成19年1月1日に自動的に発効し、我が国に対しても効力を有することとなる。このため、当該改正の内容を担保する必要があることから、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令等を改正する予定である。

概要

1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）の一部改正

（1）船舶からの油の排出基準の変更

附属書Iの改正に伴い、

イ 南極海域におけるすべての船舶からの油の排出の禁止

ロ 一般海域におけるタンカー以外で総トン数400トン未満の船舶に関する油の排出基準の規定

ハ 南極海域以外の特別海域におけるタンカー以外で総トン数400トン未満の船舶に関する油の排出基準の強化

を内容とする改正がなされたことに伴い、船舶からのビルジその他の油（タンカーの水バラスト、貨物艙の洗浄水及びビルジであって貨物油を含むものを除く。）の排出基準について、

① 希釈しない場合の油分濃度が15ppmである油を排出すること

② 南極海域（南緯60度以南の海域をいう。）以外の海域において排出すること

③ 船舶の航行中に排出すること

④ 国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること

とする。（第1条の8関係）

（2）オーストラリアの一部の基線に関する規定の改正（別添資料参照）

附属書Iにおいて、オーストラリア本土の北東海岸の一部（グレートバリアリーフ付近）における基線に関し、改正がなされたことに伴い、対応する規定を改正する。（第1条の9関係）

（3）その他所要の改正を行う。

2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和58年政令第183号）の一部改正

附属書 I において、タンカー以外で総トン数400トン未満の船舶に関する油の排出基準が規定されたことに伴い、従来我が国が独自に行っていた規制に係る規定が不要になったことから、当該規定を削除する。（附則第2条関係）

3 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成8年政令第200号）の一部改正

附属書 I において、タンカー以外で総トン数400トン未満の船舶に関する油の排出基準が規定されたことに伴い、従来我が国が独自に行っていた規制に係る規定が不要になったことから、当該規定の排他的経済水域における適用関係について整理していた規定を削除する。（第2条第1項関係）

4 施行期日

本政令は、附属書 I の改正が発効する平成19年1月1日に施行予定である。